

令和8年1月15日 資料提供	
担当課	教育委員会 総務課 吉村(内3668 直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年12月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	3(2)
職員等	3(1)
計	6(3)

(2) 通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	3
その他	0
計	6

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)…教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある中学校の管理職からパワーハラスメントを受けた。	調査中
②	ある県立学校の職員が、過去に生徒に対する不適切な行為をした。	通報は匿名であり、具体的な内容は確認できなかったため不受理とした。
③	ある県立学校の管理職からパワーハラスメントを受けた。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、県教育委員会より当該職員に対して指導を行った。
④	ある所属は、業者と癒着し、法令違反を含む不当行為を行っている。	調査中
⑤	ある県立学校の職員の勤務態度に問題がある。	調査中
⑥	ある中学校の管理職が学校の備品を私的に使用している。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

5 ① ② ③ ⑤ ⑥

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ③

(3) 調査を継続中としたもの

4 ① ④ ⑤ ⑥

(4) 不受理としたもの

1 ②